

住宅あんしん保証不同沈下上乘せ特約 団体登録利用規定

NPO 住宅地盤品質協会

(概要)

第1条 NPO 住宅地盤品質協会（以下住品協）は、株式会社住宅あんしん保証の不同沈下上乘せ特約における地盤業者団体登録に当たって、住品協正会員が利用する際の規定を以下に定める。

(利用資格)

第2条 住品協正会員として株式会社住宅あんしん保証不同沈下上乘せ特約の地盤調査、地盤補強工事（以下住あん物件）を実施する場合の資格を次の通りとする。

- ・ NPO 住宅地盤品質協会正会員 A で、技術責任者として調査主任技士及び設計施工主任技士の資格者が在籍していること

(地盤業務条件)

第3条 住あん物件を実施する際には、住品協技術基準書を遵守の上、以下の条件にて業務を行う。

(1) 地盤調査

- ・ 所定の地盤判定結果報告書を使用すること
- ・ 地盤判定承認者は調査主任技士とする
- ・ 現地調査担当者は住品協実務者登録（主任技士と技士を含む）の資格を有すること
- ・ 地盤調査報告書を住品協審査部に提出して、審査部の承認を受けること

(2) 地盤補強工事

- ・ 所定の設計計画・施工管理報告書を使用すること
- ・ 設計及び施工の承認者は設計施工主任技士とする
- ・ 現地の施工担当者は住品協実務者登録（主任技士と技士を含む）の資格を有すること

(利用の申込み)

第4条 団体登録における住あん物件を行おうとする者は、別に定める利用申込書により申し込まなければならない

(利用の取消し)

第5条 次の各号の一に該当するに至ったときは、団体登録利用が取り消しとなる。

- (1) 第2条（利用資格）に該当しなくなった場合
- (2) 第3条（地盤業務条件）が遵守できなくなった場合
- (3) 住品協の名誉を傷つけたり、または目的に反する行為をしたとき

以上

平成 28 年 11 月 30 日住品協理事会にて承認